

介護保険だより

令和6年5月号

群馬県国民健康保険団体連合会

介護給付費等に関する請求期限及び請求漏れについて

介護給付費等及び総合事業費の請求は、「各月分について翌月10日までに行わなければならない」と介護給付費及び公費負担医療等に関する費用等の請求に関する省令に規定されています。

1 請求期限について

インターネット請求	毎月10日の23時30分となります。(土日祝日も同様)
媒体請求及び紙請求	毎月10日の17時00分必着となります。 (10日が土日祝日に当たる場合、前日営業日)

【例】

媒体及び紙請求は10日が月曜祝日の場合、請求期限は前日営業日の7日金曜日。

なお、インターネット請求をされている場合は、審査結果帳票等を早めに受け取ることができます。

郵便局の配達状況が変わり、郵送時間が長くなっています。期限厳守をお願いします。

2 請求漏れについて

請求期間を過ぎてしまうと、当該月は請求データを受け付けることができない場合がありますので、請求漏れがないよう十分ご注意ください。

また、インターネット請求の場合には、電子請求受付システムのログイン後の照会一覧からも到達結果等を確認することができます。インターネット請求において、請求データ送信時にエラーが発生したことにより正常に受け付けられていないことがありますので、**請求データを送信した際には、必ず伝送ソフトの送信結果確認画面から到達結果及び受付結果を確認してください。**

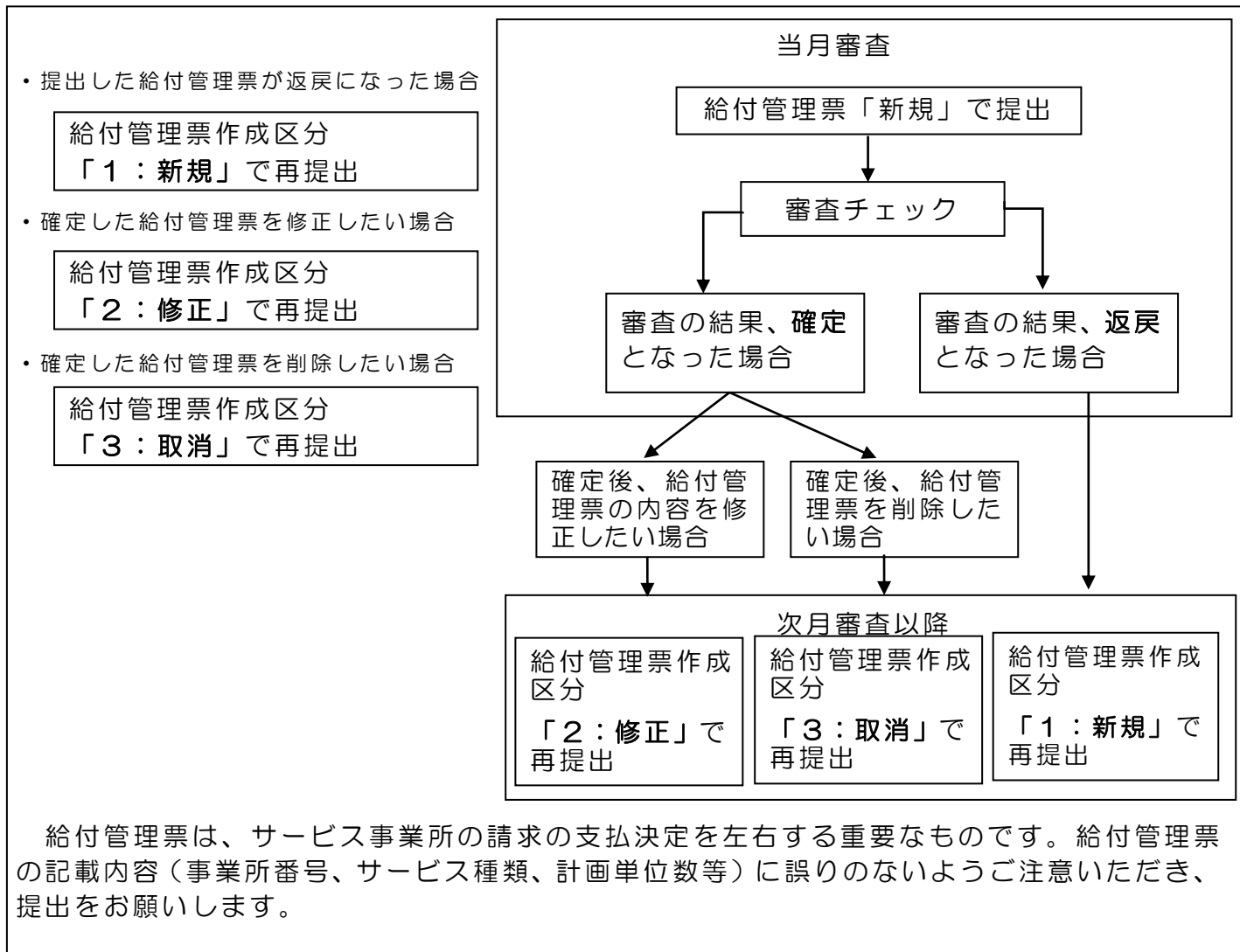
○電子請求受付システムの総合窓口

URL <http://www.e-seikyuu.jp/>

給付管理票の作成区分について

給付管理票の作成区分には「1：新規」「2：修正」「3：取消」の3つの区分があります。以下の図を参考に処理を行ってください。

【処理フロー図】



お問い合わせ先

〒371-0846

群馬県前橋市元総社町 335 番地の 8

群馬県市町村会館 2 階

群馬県国民健康保険団体連合会（介護保険課介護保険係）

TEL 027-290-1319（直通）

FAX 027-255-5077

受付時間 8：30 ～ 17：15（12：00 ～ 13：00 を除く）

※17：15 以降はお電話をいただいても繋がらないことがあります。

ホームページ <https://www.gunmakokuho.or.jp>

★群馬県以外の事業所様については、所在都道府県の国保連合会にお問い合わせをお願いします。

インターネット



国保連合会